

区分	■ 新規 □ 再提案 (. . . 第 回総会 ; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	内閣府子ども子育て本部
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	13 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業について		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>国による「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を受け、「保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が持続されることを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)程度引き上げるための措置を令和4年2月から前倒しで実施する」こととされたことを踏まえ、保育士、幼稚園教諭の処遇を改善するため「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」が創設された。これにより、処遇改善のための経費は、令和4年2月から9月の間は、公定価格とは別の補助金(国10/10)が交付されることとなっている。しかしながら、令和4年10月以降においても、賃金改善の水準を維持することが求められているため、10月以降についても全額国による財源措置を要望する。</p>		
提案理由	<p>保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業により、保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃金改善が継続されることを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令和4年2月から実施した。財源は、令和3年度補正予算により令和4年2月から9月の間は、公定価格とは別の補助金(国10/10)で補助。令和4年10月以降については、令和4年度当初予算案において、公定価格の見直しにより、これまで同様の措置を講じる(国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4)ものとしている。しかし、本事業により講じた賃金改善の水準を維持することが今回の補助要件となっていることから令和4年10月以降においても引き続き、全額国による財源措置を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>令和4年10月以降において、賃金改善の水準を維持するための財源の捻出に苦慮している状況にある。</p>		
関係法令	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱		